

【漢検漢字文化研究奨励賞】佳作

書体の命名に込められた企図—その成立と背景について—

宮崎大学教育文化学部 専任講師 山元 宣宏

はじめに

漢字は、書写材料や書写態度などの要因によって発展変化してきた。その発展過程における字形の形体や風格を書体¹というが、例えば『説文解字』叙には、秦書八体とか王莽六体といわれる書体名をみることができる。秦書八体とは

秦書有八體、一曰大篆、二曰小篆、三曰刻符、四曰蟲書、五曰摹印、六曰署書、七曰殳書、八曰隸書

という8種類の書体の名称を指す。また王莽六体とは『説文解字』叙にいう、
時六書、一曰古文、孔氏壁中書也。二曰奇字、即古文而異者也。三曰篆書、即小篆。秦始皇帝、使下杜人程邈所作也。四曰佐書、即秦隸書。五曰繆篆、所以摹印也。六曰鳥蟲書、所以書幡信也
時に六書有り、一に曰く古文、孔氏壁中の書なり。二に曰く奇字、即ち古文にして異なる者なり。三に曰く篆書、即ち小篆。秦の始皇帝、下杜の人程邈をして作らせし所なり。四に曰く佐書、即ち秦の隸書。五に曰く繆篆、摹印する所以なり。六に曰く鳥虫書、幡信に書する所以なり。

の6種類の書体の名称を指す。特に六体については、各々の書体名に簡便な解説を加えている。従来の研究においては、この解説と出土資料を結びつけて書体の名称の実体を探る試みがなされている。

しかしまずは、その書体の名称がいつ、誰に、どのような意図をもって名づけられたのか、という背景を明確にしておかなければ、その書体そのものの実体もつかめないであろう。そもそも名称の存在しなかった書体に、名称が与えられたモチベーションは何であろうか。本稿では、『説文解字』叙と『漢書』藝文志に文献上最初に秦書八体・王莽六体というまとまった書体の名称が現れることから、『説文解字』叙と『漢書』藝文志に現れる書体の名称がいつ、誰によって、どのような意図をもって名づけられたのかについて考察を行うものである。

1 本論で用いる「書体」という術語は、字形の様式を指し、「字体」とは、文字の形態を主に指す場合に使用するのを原則とするが、主に両者の使い分けは習慣的な使用例による。『書道基本用語辞典』（中教出版、1991年）「書体」の項における杉村邦彦氏の解説には、「文字が構造上にもつ共通の原則を、主として文字学の立場から捉える場合に「字体」と呼ぶのに対して、書写或いは書芸術の立場から捉えている場合に書体という」とある。

一、秦書八体について

『説文解字』叙には、

秦始皇帝、初兼天下。丞相李斯、乃奏同之、罷其不與秦文合者。斯作倉頡篇、中車府令趙高、作爰歷篇、太史令胡毋敬、作博學篇。皆取史籀大篆、或頗省改。所謂小篆者也。是時、秦燒滅經書、滌除舊典、大發隸卒、興役戍、官獄職務繁。初有隸書、以趣約易、而古文由此絕矣²

秦の始皇帝、初めて天下を兼ね。丞相李斯、乃ち奏して之を同くし、其の秦文と合せざる者を罷む。斯は倉頡篇を作り、中車府令趙高は、爰歷篇を作り、太史令胡毋敬は、博學篇を作る。皆な史籀の大篆を取り、或いは頗る省改す。所謂小篆なる者なり。是の時、秦は經書を燒滅し、旧典を滌除し、大いに隸卒を發し、役戍を興し、官獄の職務繁なり。初めて隸書有りて、以て約易に趣き、而して古文は此より絶えぬ

とあり、この『説文解字』叙によれば秦の時には史籀の大篆があり、それを省略改定としたものが小篆である。裁判の事務繁雑によって隸書が生まれ簡略化に向かった結果として古文が絶えたことをいう。

また、

秦書有八體、一曰大篆、二曰小篆、三曰刻符、四曰蟲書、五曰摹印、六曰署書、七曰殳書、八曰隸書、漢興有艸書。尉律、學僮十七已上始試、諷籀書九千字、乃得爲史³。又以八體試之、郡移太史并課、最者以爲尚書史、書或不正、輒舉劾之。秦の書に八体有り。一に曰く大篆、二に曰く小篆、三に曰く刻符、四に曰く虫書、五に曰く摹印、六に曰く署書、七に曰く殳書、八に曰く隸書。漢興りて艸書あり。尉律に、學僮十七已上にして始めて試す。書九千字を諷籀して、乃ち史と爲るを得。又た八体を以て之を試す、郡より太史に移して并せて課し、最たる者以て尚書の史と爲す、書或いは正しからざれば、輒ち挙げて之を劾す。

と記述されるように秦の時には八体の書体の名称が記載される。ここより啓功氏は、秦より前には字体の分類はなく、篆あるいは隸などの名称がないことから字体の各種の固有の名称は、秦代になって生じたものであると考えた⁴。

湖北省江陵張家山から発見された呂后二（前186）年⁵ごろの『張家山漢墓竹簡』二

2 平津館本による『説文解字』（中華書局、1963初版、1996年第15版）を使用。段注本では「大發吏卒、興役戍」となる。鈕樹玉『段氏説文注訂』（『叢書集成初篇』、商務印書館、1936年6月、378頁）に「此不知因何本改」という。又、段注本によって「胡毋敬」は「胡毋敬」に改める。

3 段注本によって「吏」を「史」に改める。

4 啓功『古代字体論稿』（文物出版社、1964年初版、1999年第二版）。5-6頁。啓功氏の用いる「字体」も字形の形体を指しており、「書体」と同一の術語と捉えてよい。

5 『張家山漢墓竹簡』（張家山二四七号漢墓竹簡整理小組、文物出版社、2001）の「前言」によれば、墓主が世を去ったのは呂后二年あるいはその後すぐのことである。

年律令「史律」475・476には、

試史學童以十五篇、能諷書五千字以上、乃得爲史。又以八體試之、郡移其八體課大史、大史誦課、取最一人以爲其県令史、殿者勿以爲史。三歳壹并課、取最一人以爲尚書卒史⁶

史 學童を試すに十五篇を以ってす、能く書五千字以上を諷せば、乃ち史と爲るを得。又た八体を以って之を試し、郡より其八体を課すに大史に移し、大史誦して課し、最たるもの一人を取り以て其の県令史と爲す、殿なる者は以て史と爲る勿れ。三歳に壹たび并せて課す。最一人を取りて以て尚書卒史となす。

とあり諷籀すべき書は九千字に増えているが、依然として八体である。

しかし注意すべきは漢初には確かに八体という書体数は存在したが、八体の書体が『説文解字』叙の記載のように、はっきりと規定されていないことである。

「史律」475・476に附せられた整理小組の解説は、八体は『説文解字』叙にいう「秦書八体」を指すという。また、「試史學童以十五篇」の十五篇を

「十五篇、指《史籀篇》。《漢書・藝文志》：「《史籀》十五篇。」

と注す。

『張家山漢墓竹簡』二年律令は呂后二年ごろ成立し、睡虎地秦律、あるいは龍崗秦律と共通する内容をもった律文も散見する⁷。ゆえに「史律」475・476に記載された八体が秦律を受け継いでいると考えるならば、整理小組の解説のように「十五篇」は『史籀篇』に比定され、「八体」は、『説文解字』叙に記載された「秦書八体」に比定されるのが通例である。

しかし筆者は、『張家山漢墓竹簡』の書写された年代と『漢書』や『説文』の成立した後漢時代との間には、約200年～300年間のタイムラグが生じていることを踏まえて、「史律」の八体を『説文解字』叙にいう「秦書八体」に比定することに疑問を抱いている。

その理由として、まず一つは、『漢書・藝文志』や『説文』の記述は、あくまでも後漢時代の人の記述であり、ともに古文学派の影響が濃厚に反映された記述であること。そしてもう一つは、出土資料からみる「秦書八体」の名称の不自然さである。

「史律」475・476は、整理小組の解説によればまず『史籀篇』の文字を暗唱・筆記させる試験が行われ、これに合格すれば「史」の資格が与えられることをいう。そのうえで八体の試験が行われ、この試験で優秀な成績を取れば県令史とされ、最下等の者は史の資格を奪われたのである。八体の試験は、史の資格を得たものを対象に行われたのである。

専門の書記である「史」の官職の資格はかなり厳格であった⁸。そのためこのような規

6 以下、張家山漢墓竹簡を引用する際の簡番号は、『張家山漢墓竹簡』（張家山二四七号漢墓竹簡整理小組、文物出版社、2001）の図版に付された番号による。また積文もこれによる。また以下、張家山二年律令と略称する。475-476簡は異体字・仮借字は本字に直す。

7 宮宅潔「張家山漢簡《二年律令》解題」『東方学報』京都第76冊、p216-219

8 『漢書』藝文志「漢興、蕭何草律、亦著其法曰、太史試學童、能諷書九千字以上、乃得爲史。『説文解字』叙に「尉律、學僮十七已上始試、諷籀書九千字、乃得爲史。又以八體試之、郡移太史并課、最者以爲尚書史、書或不正、輒舉劾之」とある。江村治樹氏も指摘し

定にパスした「史」の文字が同質性の強いものであったことは想像に難くない。しかし、実見できる実際の秦系文字資料と『説文解字』の「秦書八体」を対照すると個々の名称が、どういう理由で八体に含まれたか不自然だけでなく、「秦書八体」中の書体には、秦の地域で見られない書体があり、「秦書八体」中の個々の書体に同質性が看取される⁸とは言いがたいのである。

以下、この二つの疑問点を視野に入れつつ「史律」の八体の検討に入ることとする。

二、張家山二年律令「史律」475・476の八体について

(一) 『説文解字』叙からの検討

「史律」475・476の整理小組は、「試史學童以十五篇」の十五篇を

「十五篇、指《史籀篇》。《漢書・藝文志》：「《史籀》十五篇。」。

と注したが、《漢書・藝文志》：「《史籀》十五篇」とは、

『漢書・藝文志』

史籀十五篇。周宣王太史作大篆十五篇、建武時亡六篇矣

とあることを指しているが、さらに『説文・叙』にも

宣王太史籀、著大篆十五篇、與古文或異。至孔子書六經、左丘明述春秋傳、皆以古文、厥意可得而説也

とある。ここから漢人の認識では、大篆とは周の宣王の太史籀が字書として著した『大篆』十五篇の文字であり、『大篆』はまた、作者である太史籀の名から『史籀篇』とも称されたことが知られるのである。

ここで注目されるのは大篆と対比的に古文という字体に言及されていることである。『説文解字』叙における許慎の大篆の認識は、古文を意識して記述されており、「古文」と「大篆」との異同の存在のみならず、「宣王の大史籀が大篆十五篇を著すに及び、(それ以前の)古文と或る文字は異なっていた」との意に解され、そこに「古文」が「大篆」に先行するとの認識が窺い得るとの指摘がある⁹。ここに古文が最も尊ぶべきものであるという古文学派の企図を窺うことができるのである。

これも許慎の個人的な認識ではなくて、古文経書の地位を高めんとする古文学派の意図に起因しているのである¹⁰。許慎は、古文が最も古い書体、大篆は次に新しく興った書体と認識していたわけである。

次に大篆と小篆の関係を『説文解字』叙からみておこう。

秦始皇帝初兼天下、丞相李斯乃奏同之、罷其不與秦文合者。斯作倉頡篇。中車府令

ているが雲夢睡睡虎地秦墓竹簡「秦律十八種」中の内史雜に「非史子毆(也)、毋敢学学室、犯令者有罪」とあるように、秦律では「史」の職は世襲であり、幼時に学室で読み書きの訓練を行わねばならないことを規定している。(「戦国・秦漢簡牘文字の変遷」『春秋戦国秦漢時代出土文字資料の研究』p556)

9 福田哲之「許慎に於ける「古文」理解の特色」一七頁(『日本中国学会報』第四十五集、1993)。

10 裘錫圭『文字学概要』(商務印書館、1998) p55

趙高作爰歷篇。大史令胡毋敬作博學篇。皆取史籀大篆、或頗省改、所謂小篆者也。

李斯は田畑、車道、律令、衣冠、言語、文字を同じようにしようと奏上し、文字が秦のものに合致しないものを廃止した。李斯は『倉頡篇』を作り、中車府令趙高は『爰歷篇』を作り、大史令胡毋敬は『博學篇』を作った。それらは皆な史籀の大篆を取り、すこし省略改訂したもので、これがいわゆる小篆である。

許慎は、大篆と小篆の関係を「省改」関係で捉えている。「省改」とは段注に

省者、減其繁重。改者改其怪奇

省なる者は其の繁重なるを減ずるなり。改なる者は其の怪奇なるを改めるなり
といい、改めなかったものも多いことを説くが、このことは『説文解字』叙にある「今叙篆文、合以古籀」の段注に

小篆因古籀不變者多、……小篆已改古籀、古籀異於小篆者、則以古籀駙小篆之後、曰古文作某、籀文作某、此全書之通例

小篆は古籀に因りて変わらざる者多し、小篆 已に 古籀を改め、古籀 小篆と異なる者あらば、則ち古籀を以て小篆の後に附し、古文某に作り、籀文某に作ると曰う、此れ全書の通例なり

と述べるがごときである。

大篆と小篆は、文字の結構がほとんど同じであるが幾らかの改変を経ており、許慎は両者を継承関係で捉えているのである。その継承性を端的に現すのが大篆・小篆という大小関係による名称に他ならない。

次に隸書との関係だが、

是時、秦滅書籍、滌除舊典。大發隸卒、興戍役。官獄職務繁、初有隸書、以趣約易、而古文由此而絕矣

この時、秦は経書を焼き滅ぼしたり、多くの徒隸をかり出したりして、違反者を国境整備に送ろうとしたのであるが、裁判の事務繁雑のために、はじめて隸書が生まれ、ここに古文が絶えたことをいう。

古文が絶えたのは隸書が生まれ、簡略化に向かった結果であると理解できるわけだが、ここに古文と隸書の対応関係を読み取れる。

許慎の時代における今文学派の学者たちは、秦の隸書こそは蒼頡以来の文字であり、父子代々、何世にもわたって伝えられてきたものであると主張し¹¹、その隸書の字体に基づき文字を解釈した。そのような今文学派の俗説に許慎は強く異議を唱える¹²。古文学派からすれば今文学派の用いる今文（隸書）は、文字解釈の上でまさに埒外のものであったからである。ゆえに、古文と隸書の対応は、そのまま古文学派と今文学派の対立に置き換えることができるのである¹³。

11『説文解字』叙「諸生競逐説字、解經誼、稱秦之隸書為倉頡時書、云父子相傳、何得改易」

12『説文解字』叙にある、「乃猥曰、馬頭人之長、人持十之斗、虫者屈中也。廷尉説律、苛之字止句也、若此者甚衆。皆不合孔子古文」というような隸書に基づいた今文学派の俗説に対して、許慎は「其迷誤不諭、豈不悖哉」と激しく非難している

13 この視点より隸書の隸を解釈したものに、拙稿「隸書の「隸」についての一考察」（『人間・環境学』第14号、京都大学大学院人間・環境学研究科）がある。併せて参照されたい。

『説文解字』叙の記述から、大篆、小篆、隸書は秦系文字系列として継承的に連なっていることが理解できよう。さらにその大篆、小篆、隸書の秦系文字系列と別系列の古文が、大篆よりも古い字体として存在しているというのが『説文解字』叙における許慎の認識である。

(二) 大篆と小篆の「省改」関係

『史籀篇』と『大篆』の関係は『漢書・藝文志』の記載からも、『史籀』十五篇は漢人によって『大篆』十五篇とも称されたことが知られる。

『史籀篇』については、王国維に先駆的な研究がある。王国維「史籀篇疏證序」(『觀堂集林』)によれば、『史籀篇』の文字は、秦の文字であり、『史籀篇』とは春秋戦国の間に秦人による学童の識字教材で、当時の通行字体を編集して成るといふ。このことは戦国期には秦では籀文を用いて、東方六国では古文を用いたという王国維の「戦国時秦用籀文六国用古文説」(『觀堂集林』)という論文名が端的に示している。

許慎は『説文・叙』において古文が古い書体で、籀文が次に興った書体であるとの認識であったが、王国維は両者の区別が時代差によるものではなく、地域差によるものであると論じたのであった。

確かに王国維の指摘したように、『史籀篇』と秦の文字には共通性が看取される¹⁴。また多くの研究者が、籀文の特徴を字画の筆画が多い字体だと考え、『説文解字』叙の記載に基づき籀文から幾らか省略改定されたものが小篆であると理解する。

籀文には、確かに構成が複雑な字体もあるが、小篆よりも筆画が少ない字体も幾らか存在するのである。段玉裁も指摘したように、籀文と小篆はほとんど同じ構成をしており、異なったものが『説文』に収録されたに過ぎない。また、収録された内のさらに幾らかの字は、小篆よりも筆画が少ないのである。そのため、『史籀篇』の特徴を字画の筆画が多い字形とすることはできないのである。

また、字画の筆画の多い字形も多くが『史籀篇』編成時の文字資料中にみることができ、『史籀篇』は当時の通行字体を採用したことを物語る。史籀篇を編集する際に、当時の通行字体の一つを字書中に採用するが、字画の繁簡は字書編集の重要な基準とはならなかったと考えられるのである。

陳昭容「王国維「戦国時秦用籀文六国用古文説」平議」¹⁵によれば、

- ①「史籀篇」は西周末期、当時の通行字体を編集しており、西土秦地は宗周故地にあるため籀文を多く用いた。
- ②時代が下り、李斯等が当時の使用されていた篆体を取り新しい識字教材をなす。その際に籀文は基本的には、ほとんど使用されなかった。
- ③東土各国の春秋時期における文字は、秦地との差異は大きくなかったが地域上の差異が次第に大きくなったのである。また、新興の異体字はほとんど秦地に流布しなかった。

14 王国維の説は卓見であるが、幾らか修正が必要である。陳昭容「王国維「戦国時秦用籀文六国用古文説」平議」『秦系文字研究』(中央研究院歴史語言研究所、2003)を参照。

15 『秦系文字研究』(中央研究院歴史語言研究所、2003)所収。

④戦国時代の秦地では、以前として幾らか籀文を採用したが、別に多くの異体字が存在し、これらの異体字は後の小篆と形体がほとんど同じである。

陳氏によれば、籀文と小篆は、ともに当時の通行字体であって、継承関係に基づくものではなかった。李斯等は当時の通行異体の一式を以て字書を為したのである。また、籀文と小篆は『説文解字』叙のいう「省改」関係にあるわけではない。同時期に存在した異なった形体からいえば、同じ字の異体といえるのである。

しかし『説文解字』叙では、そこに大篆、小篆という継承関係に基づく名称が与えられ、大篆・小篆・隸書が一連の秦系文字系列として捉えられた。大篆・小篆という命名は、許慎のいう「省改」関係と強く結びつく命名であったのである。

大篆と小篆の名称関係について、大篆という名称は、大篆が小篆に対応する名称であることから、小篆成立以前に遡ることはできないであろう。また、『大篆』という書名も字体の名称の大篆に由来すると見なされることから、作者名に基づくとされる『史籀篇』および籀文の名称の方が先行していたと解釈できよう¹⁶。

それでは篆書の「篆」という文字が、いつ頃から書体の名称として用いられたかが問題となる。裘錫圭氏は、「李斯等の整理を経た標準字体は、当時まだ統一前の秦系文字の専門的な名称における区別はなかった。“大篆”や“秦篆”、“小篆”等の名称は漢代になってはじめて使用されたのである。秦代にはおそらくただ“篆”という字体の名称のみが存在した¹⁷」という。陳氏も、大篆と小篆の名称は漢代に起こり、秦代には大小の区別はなかったという立場にたつ¹⁸。

『漢書・藝文志』や『説文解字』叙記載の『大篆』十五篇はあくまでも後漢人の記載であり、『説文』における「省改」関係は許慎の認識であることから、裘氏の漢代になって始めて使用されたという説は理解できる。しかし秦代に字体の名称として“篆”の用法は確認できないので全面的に裘氏の説は肯定しがたい。

また、先秦時代の“篆”には、竹の節のような突起状の筋という意味があり、あたかも線が引かれた状態に似ている¹⁹。このような特徴を備える篆を、後世の人々が字体の名称にあてはめることもありえよう。

(三) 秦系文字資料よりみる「秦書八体」

許慎は『説文解字』叙において、「王莽六体」については個々の書体ごとに解説を加えているが、「秦書八体」には大篆、小篆、隸書以外の解説はない。また大篆、小篆、隸書は秦系文字系列として一連の流れとして捉えられ、別系列に古文が存在し大篆よりも先行するという認識であった。

籀文と大篆の関係であるが、史籀の著した字書が『史籀篇』であり、籀文とはあくまで『史籀篇』中の文字を指す。大篆とは漢人が小篆よりも古い秦文字を総称しているのであって、そこには『史籀篇』の文字とは異なった西周晩期の幾らかの字体も含まれているのである。ゆえに籀文を大篆であると称して、その書体を指すのは問題ないが、大

16 福田哲之「石鼓文と大篆」(『書の宇宙2』、二玄社、1997) p90

17 裘錫圭『文字学概要』(商務印書館、1998) 65-66頁。

18 陳昭容「秦書八体原委」『秦系文字研究』(中央研究院歴史語言研究所、2003)

19 拙稿「篆書の「篆」についての一考察」(『漢字文化研究年報』第一輯、2006年、3月)

篆を籀文であると称するのは語弊がある。

大篆とはあくまで、漢人の見ることできた秦系古文字であり、籀文と大篆とは異なった概念のもとに名づけられた名称であって混同してはならないのである²⁰。

『史籀篇』は建武の時に六篇が亡佚し、九篇しか残らなかった。このことは『史籀篇』が当時すでに通行する識字教材とはなりえず、使用されなくなっていたことを物語る。許慎による籀文は大篆であり、大篆を省改したのが小篆であるという認識は、当時の状況からしてしかたない。また王莽六体においては、大篆と小篆は合わり篆書の一項目となり、許慎はとくに篆書とは小篆であると特記するに至ったわけである。

「秦書八体」中の蟲書とは、段玉裁が「王莽六体」中の鳥蟲書に注するように

上文四曰蟲書、此曰鳥蟲書、謂其或像鳥、或像蟲。鳥亦僞羽蟲也

上文の四に蟲書と曰い、此に鳥蟲書と曰うは、其の或いは鳥に像り、或いは蟲に像るを謂う。鳥も亦た羽蟲と僞する也。

というような、文字の結構上に鳥や蟲の装飾を施した字体である。目下確認できる秦系文字資料中に「鳥蟲書」の事例は確認できない²¹。「鳥蟲書」は、特に春秋戦国時代の呉越楚宋蔡各地に流行し、兵器上の装飾に多く見ることができ。一方、秦の兵器上の文字は多くが草卒に刻されており、銘刻が謹厳なものが少なく、ましてや鳥や蟲を像った美術字体の装飾がなされたものなどない。

王莽六書には、

六曰、鳥蟲書、所以書幡信也

六に曰く鳥蟲書、幡信に書する所以なり

といい、許慎の解説に因れば、旗や符に書くためのものである。1973年に居延肩水金関出土の前漢晩期と推定される、織物上に墨書された「張掖都尉槃信」6文字【図1】が発見された。これこそ幡信の実物資料である。筆画が屈曲して字体としての独自の様式を備えており、一般的な篆書とは異なるようである。この蟲書の字体と類似する漢代の出土資料には、他にも武威磨嘴子出土の柘銘がある【図2】。柘銘もまた幡信の一種である。

秦では蟲書が見られないことについて陳氏は、戦国東土六国が積極的に各種の美術字体を重んじて装飾をなしたのに対して、西土秦地の文化風土は現実的かつ保守的であったのが顕著に現れたのであろうかと推測する²²。そして「秦書八体」は漢人の説であり、蟲書は漢人が漢代文字中の蟲書に基づき名づけたものではないかと考えられるという²³。

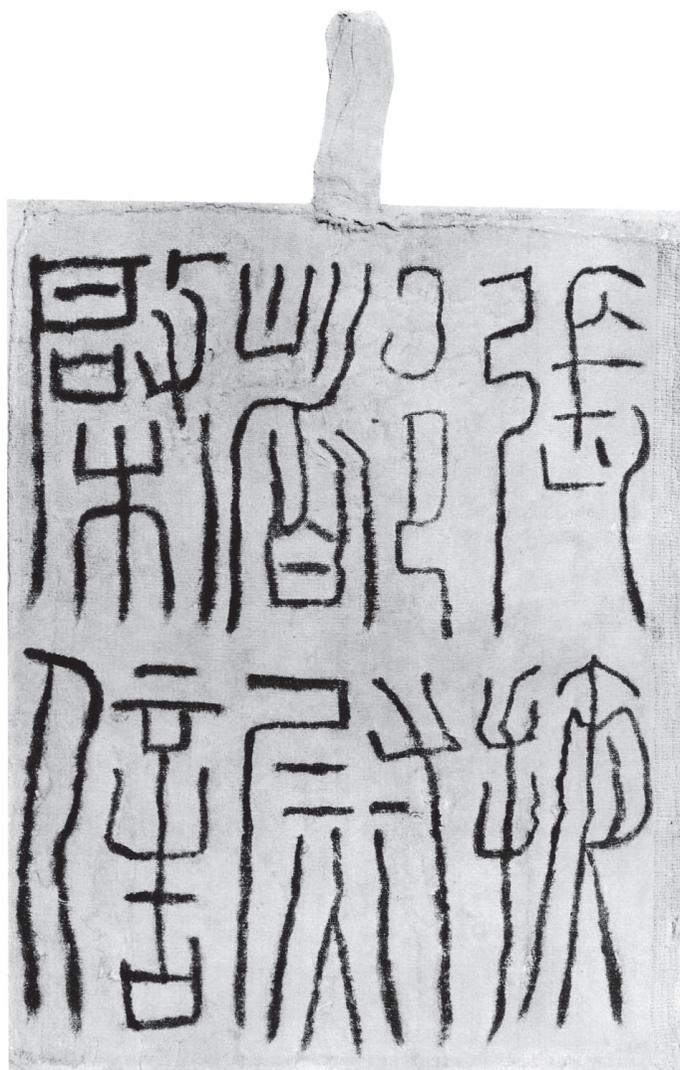
武威磨嘴子出土の柘銘と字体が酷似するのが、河南省唐河县出土の鬱平大尹馮君孺久墓出土の石柱および上部の横木上に刻された題記（墓葬年代は18年、天鳳五年）【図3】である。

20 陳昭容「秦書八体原委」『秦系文字研究』p122、また陳昭容「王国維「戦国時秦用籀文六国用古文説」平議」参照。

21 陳昭容氏も指摘するが、瓦當「永受嘉福」は漢代のものであるし、『歴代鐘鼎彝器款識』第一八に掲載された「秦璽」の鳥書玉印は素性があやしい。「秦書八体原委」p124

22 陳昭容「秦書八体原委」p129

23 陳昭容「秦書八体原委」p129、注37



張掖都尉信

【图1】 張掖都尉信（『中国法書選10』「木簡・竹簡・帛書」（二玄社、1991）18頁）



姑臧西鄉關溝里亞子梁之「極」。

(縮小/原寸=206×45mm)



○平陵故事里報... / ○伯升之「極」過所毋哭... ..

(縮小/原寸=120×11mm)



姑臧東門里張□之「極」。

(縮小/原寸=230×37mm)

【図2】武威磨嘴子出土の柙銘（『中国法書選10』「木簡・竹簡・帛書」（二女社、1991）19頁）



【図3】 鬱平大尹馮君孺久墓出土の題記
(西林昭一「“署書”考」14頁)



【図4】 雲夢睡虎地七号秦墓郭室「五十一年
曲陽土五邦」(陳昭容「秦系文字研究」
342頁)

陳氏は、酷似している字形の特徴から、この題記を蟲書の一体とする²⁴。

しかし西林昭一氏は、唐の徐堅『初学記』文部・文字第三に

八體一曰大篆周宣王史籀所作也、二曰小篆始皇時李斯趙高胡毋敬所作也、大小篆並簡冊所用也、三曰刻符施於符傳也、四曰摹印、亦曰繆篆、施於印璽也、五曰蟲書、為蟲鳥之形、施於幡信也。六曰署書、門題所用也。七曰殳書、銘於戈戟也。八曰隸書、始皇時程邈所定、以行公府也、漢氏因之

と記述されているが、そこに「六曰署書、門題所用也」とあり、さらに字体として独自の様式を備えていることから、これを署書とみる。さらに西林氏は「張掖都尉榮信」や樞銘も、掲げて標示するという点では、同じ役割を果たしており、また掲げて標示するにふさわしい特殊な字体をとっていることから、署書に分類するのが実状にあうとみる²⁵。確かに漢人が署書と述べる漢代の資料は、西林氏のいうように「字体として独自の様式を備えていること」とみることもできよう²⁶。

しかし「門の題額に用いる書体」の資料が秦代にも存在しないわけではない。陳氏も引用しているが雲夢睡虎地七号秦墓郭室に「五十一年曲陽士五邦」の題記【図4】があるが、これは決して「門の題額に用いる書体」ではなく、戦国晩期の秦の民間に通行した俗書の一般的な形体である²⁷。

確かに西林氏の言うように、王莽期を基準とした資料では、署書の特徴を備えた題記がみられる。しかしこの題記はあくまで王莽期のものであって、秦の時代のものではないのである。そもそも「秦書八体」は、専門の書記官たる「史」に課せられた試験であるならば、その書体には「字体として独自の様式を備えている」はずであろう。

「王莽六体」では、この曖昧な署書と蟲書を鳥蟲書の一体にまとめられている。これは先の実例からも明らかなように漢代の実物資料が示す通りであった。

秦の署書とは、秦の実物資料をほとんど見ることでできなかった漢代人が、漢代の実物資料に照らし合わせて、漢代人の認識で名づけられたのではなかろうか。秦代の署書は、特に一体を立てる必要のない字体である。

「秦書八体」は、一曰大篆、二曰小篆、三曰刻符、四曰蟲書、五曰摹印、六曰署書、七曰殳書、八曰隸書の八種類の書体の名称であったが、大篆と小篆は大小に分ける関係ではなく、大小関係で捉えるのはあくまで漢人の認識であった。四曰蟲書は、筆画に鳥蟲の裝飾を施す字体であったが、秦系文字にみることはできない。三曰刻符は兵符に、五曰摹印は印章に、六曰署書は題記に、七曰殳書は兵器上に使用された文字であったが、個々の書体の特徴を備えておらず、あくまで使用された用途によって名称が与えられているに過ぎず、書体としては篆書・隸書の範疇に属するのである。「秦書八体」は実際には異なった概念が組み合わさっており、決して八種の書体ではなく、八体の内容は不合

24 陳氏は、蟲書の一体とした鬱平大尹馮君孺久墓題記について、「孺久」では意味をなさないので、「孺人」が正しいと指摘する（『秦書八体原委』p127、注35）。筆者はここでは、通例に従い「孺久」を用いることにする。

25 西林昭一「“署書”考」『國際書学研究/2000』（書学書道史学会、2000）

26 西林氏は、署書も鳥蟲書も秦代の遺例は確認できないとして漢代の遺例をもって署書を論じた。「“署書”考」8頁

27 陳昭容「秦書八体原委」142頁

理である。

(四) 文書行政との関わり

戦国期の簡牘資料をみれば、現時点では主に楚系簡牘と秦系簡牘に限定されているが、それぞれに様式的な傾向性が看取される。福田哲之氏は、

「楚簡に見られるような円転様式と秦簡に見られるような方折様式とは、戦國中・後期には地域的に分立状態にあったが、秦の統一によって方折様式が中心となったため、円転様式は一時的に衰微した。秦滅亡後、漢は基本的には秦の方折様式を継承したが、円転様式はもともと秦以外の比較的に広い地域に行われていたため、さまざまな形でその影響が顕在化し、結果的には両者の融合の上に、漢代簡牘文字の多様な書法が展開することになったのである。²⁸⁾

と指摘している。秦の文字統一とは異体字の排除も大きく作用して²⁹⁾、隸書の発展に大きく寄与したのである。

漢字発展史の過程からみれば、秦の時代に最も日常的に通行していた書体は隸書であった。『説文』において許慎は隸書の発展を秦系文字系統として捉えていたが、隸書の特徴たる秦の方折様式という点からも当時の解釈としては妥当であったといえよう。

しかし、戦国時代にたとえ秦が文字を統一しなくとも六国文字の俗体は遅かれ早かれ隸書に似た新字体に向かう趨勢であった³⁰⁾のである。それは漢字発展の趨勢である。漢字が発展変化し隸書に向かう際に重要な要因は、書写材料と制作態度である³¹⁾。

以上のような漢字発展史の背景とともに、秦の国家統制で最も重要なものは文書行政の徹底さであった³²⁾。秦書八体の具体的な内容を検討すれば、そこで使用されている書体は大きく篆・隸の二書体に分類されるものであった。そこで書記たる「史」に求められるのは、許慎のいう実体の伴わない「秦書八体」よりも、むしろ胡廣『漢制度』にある

帝之下書有四、一曰策書、二曰制書、三曰詔書、四曰誡敕。策書者、編簡也、其制長二尺、短者半之。篆書、起年月日、稱皇帝、以命諸侯王。三公以罪免亦賜策、而以隸書、用尺一木、兩行、唯此爲異也。

帝の下す書は四あり、一曰策書、二曰制書、三曰詔書、四曰誡勅。策書は簡を編す。その制、長さ二尺、短きは、これを半ばとす。篆書。年月日を起こし、皇帝と稱し、

28 福田哲之「戦国簡牘文字における二様式」『国際書学研究/2000』（書学書道史学会、2000）

29 司馬遷の『史記』、『漢書』藝文志、『説文解字』叙に文字の統一に関する記述が見られる。陳昭容は、『説文解字』叙にいう「秦の文字に合わないものをやめる」というのは、秦が各国の土地を併呑していく過程で行われたものであり、26年の統一によって行われたものではないという。また、「秦の文字と合わないものはやめる」とは、戦国東土文字中の結構が秦式の書き方と異なる地域的な異体字を排除することであるとする。（「秦「書同文字」新探」『秦系文字研究』、中央研究院歴史語言研究所、2003）

30 裘錫圭『文字學概要』69頁

31 陳昭容「隸書起源問題重探」『秦系文字研究』（中央研究院歴史語言研究所、2003）

32 睡虎地秦簡・内史雜に「有事請殿（也）、必以書、毋口請、毋羈請。」とあり、報告すべきことがあれば必ず文書でもって行えとある。

以て諸侯王に命す。三公の罪を以て免ずるにも亦た策を賜う。而して隸書を以て、尺一の木を用い、兩行。ただこれを異にす
というような実用的な、下降文書の規定の類ではなかろうか。ここには諸侯王の任命の策書は、二尺の簡を用いて篆書で書き、三公の罷免の策書は一尺一寸の簡を用いて隸書で書く、と明確に区別されている。この規定は、漢がその行政システムを踏襲した秦から始まったものとみてよく³³、「史律」の八体には、一曰策書、二曰制書、三曰詔書、四曰誡敕といったような用途によった書体の区別をも想定すべきかもしれない。

また一方では、この区別とともに官吏による書体をも考慮すべきである。例えば史や卜の文書は「史書」、「卜書」と呼ばれていた³⁴。

張家山二年律令「史律」477に

卜學童能諷書史書三千字、微卜書三千字、卜九發中七以上、乃得為卜、……

卜學童 能く史書三千字を諷書し、卜書三千字を微し……

とあり、史書と卜書が並列されている。史書は、下級官吏の間に通行した行政文書用に用いられる書体の一種³⁵であることから、卜書も卜占に用いる書体であると考えられる。これらの書体は秦書八体の名称に含まれていないのである。

『漢書』に見られる「史書」の語を検討すれば「史書」とは、太史の課す試験によって任官される尚書、御史の職が使う公的文書に使う文字であった³⁶。先に引用した「史律」475・476は、五千字以上読み書きができて「史」とすることができ、さらに八体でもってこれに試験を行ったのである。郡はその八体を送って、大史（『漢書』では太史）のもとで審査されたのであった。太史のもとで審査されるという点によれば、八体と史書の共通性が浮かび上がろう。つまりそこには文書行政に必要な公的文書という意味合いである。

また裘錫圭氏は、前漢初期の隸書の実例である馬王堆一号漢墓から出土した「遺冊」に代表される古隸の字体は、当時の通時的な字体の一種であるという³⁷。ここ20年来、前漢初期の簡牘資料が相次いで出土しているが、裘氏の指摘はそのまま漢初簡牘に適用することができるのである³⁸。当時、すでに様式の定まった隸書が通行していた状況を顧みれば、「史律」の八体には文書行政とより密接な字体を想定すべきであろう。

「史律」にいう八体とは、専門的書記官たる「史」に課せられた試験であった。しかしその八体の内容は、現在確認できる資料において秦では使われていない書体の名称も

33 富谷至『木簡・竹簡の語る中国古代：書記の文化史』114-115頁（岩波書店、2003）

34 『張家山漢墓竹簡』二年律令「史律」477に「卜學童能諷書史書三千字、微卜書三千字、卜九發中七以上、乃得為卜、……」とある。

35 阿辻哲次「史書と史篇」（『人文論集』第33号、静岡大学人文学部人文学科研究報告、1983）

36 阿辻哲次「史書と史篇」（『人文論集』33号、静岡大学人文学部人文学科研究報告、1983）

37 裘錫圭「從馬王堆一号漢墓“遺冊”談關於古隸的一些問題」（『考古』第一期、科学出版社、1974）。47頁。なお裘氏の用いる「字体」という術語は、四つの特徴から字形の様式を指していることが理解できる。ゆえに「書体」と同一の術語と考えてよい。

38 陳昭容『秦系文字研究』49頁（中央研究院歷史語言研究所、2003）。第三章「隸書起源問題重探」参照

含まれたり、独自の様式を備えているとはいい難い書体も存在したりする。秦時代において最も日常的に普及していた書体は隷書であった。その隷書は、かえって様式的特徴を備えており、当時幾らかのバリエーションが存在したと思われる。これは秦の天下統一によってもたらされた文書行政の徹底さを謀るための手段であったことが想起される。

一方、秦書八体に見られる名称の個々の書体が、漢代の資料には確認することができる。これは、漢代の人がある当時の資料を踏まえて、秦の時代の八体を想定したと考えられるのである。「秦書八体」の細目の次序をみれば、まず大篆があり、次に小篆を並べる。この次序も大篆と小篆を継承関係で捉える漢代人たる許慎の認識であり、ひいては当時の古文学派の認識を反映させた記述であると考えられる。

『説文解字』叙にいう「秦書八体」には漢人の認識を濃厚に含むものであり、「史律」の八体と安易に結び付けることには注意が必要であろう。

「史律」475・476にいう八体が、具体的にどのような書体を指すのか現時点では明確には分からない。しかし、そこに八体の明確な規定が確認されない点からも、漢初においては『説文解字』叙の秦書八体に見られる書体の名称は与えられていなかったと考える方が妥当である。

三、古文学派との関係

(一) 王莽六体について

通行的な書体が定まれば、そこに名称が生じるとしても何ら不思議ではない。書体に名称を与えるには幾種類かの書体が生まれた後に、相互関係を見比べた上で互いに名称を与えていくのが妥当である。書体の数については、先ず『周禮』地官・保氏³⁹に

保氏掌諫王惡、而養國子以道、乃教之六藝。一曰五禮、二曰六樂、三曰五射、四曰五馭、五曰六書、六曰九數。

保氏は王の惡を諫めるを掌り、國子を養うに道を以てす。乃ちこれに六芸を教う。一に曰く五禮、二に曰く六樂、三に曰く五射、四に曰く五馭、五に曰く六書、六に曰く九數

とあり「五禮」「六樂」「九數」等がいずれも“五種の礼”“六種の音楽”“九種の算術”を指しているので、「六書」も“六種の書体”を表していると考えられる⁴⁰。

六体の書体の詳細については、『漢書』藝文志では

漢興、蕭何草律、亦著其法曰、太史試學童、能諷書九千字以上、乃得爲史。又以六體試之、課最者以爲尚書御史史書令史、吏民上書、字或不正、輒舉劾。六體者、古文、奇字、篆書、隸書、繆篆、蟲書、

漢興りて、蕭何 律を草し、亦た其の法を著して曰く、太史 学童を試す、能く書九千字以上を諷せば、乃ち史と爲るを得、又た六体を以て之を試し、課の最たる者は、以って尚書・御史の史書令史と爲す、吏民上書するに、字或いは正しからざれば

39 十三經注疏は阮元校刻本を使用する。

40 龍宇純「論周官六書」『慶祝李濟先生七十歲論文集』（清華學報社、1965）、205頁。

ば、輒ち挙げて効す。六体なる者は、古文、奇字、篆書、隸書、繆篆、虫書なり。と述べ、六体を規定する。

また六体については『説文解字』叙に

時六書有、一曰古文、孔氏壁中書也。二曰奇字、即古文而異者也。三曰篆書、即小篆。秦始皇帝、使下杜人程邈所作也。四曰佐書、即秦隸書。五曰繆篆、所以摹印也。六曰鳥蟲書、所以書幡信也

時に六書有り、一に曰く古文、孔氏壁中の書なり。二に曰く奇字、即ち古文にして異なる者なり。三に曰く篆書、即ち小篆。秦の始皇帝、下杜の人程邈をして作らしめし所なり。四に曰く佐書、即ち秦の隸書。五に曰く繆篆、摹印する所以なり。六に曰く鳥虫書、幡信に書する所以なり。

と記載されるように、『漢書』藝文志の規定と同一とみてよい。

書体の八体と六体の異同については、段玉裁『説文解字注』の

八體、漢志作六體、攷六體乃亡新時所立、漢初蕭何艸律、當沿秦八體耳

八体、漢志に六体に作る、攷えるに六体は乃ち亡新の時に立つる所、漢初の蕭何律を艸するに、當に秦八体に沿う耳

との指摘に従えば、六体というのは王莽期以後に整理されたものである。漢初に蕭何の定めたという律の規定では、太史が課したのは、やはり八体でなければならない。

この八体という数は、張家山二年律令中の「史律」475・476と一致する。しかし書体の名称は『漢書』藝文志や『説文解字』叙に至って、突如その八体のすべての名称が完備されるに至ったのである。そして『漢書』藝文志と『説文解字』叙の六体は、細目と次序も同一である。このことは、ある一時期に個々の名称が与えられたと考えてよい。

ところがこの六体に関しては、『漢書』藝文志や『説文解字』叙以前の出土文字資料は確認できない。唯一、書体の手掛かりとなるのが『周禮』に記載された「六書」（“六種の書体”）である。

前漢の時期に儒学は国教とされ、公式にその学問を伝授する博士官が設置された⁴¹。その博士に任じられたのは、今文学派の学者であった。今文学派とは、経書の本文が当時の日常書体であった隸書で書かれたテキストによって講義した学派であった。そしてその隸書は蒼頡が漢字を作った時の書体そのものであり、何代も伝えられてきたものであるから、その書体を変更することは許されないと主張する⁴²。一方、その隸書よりもさらに古い時代の文字で書かれた経書が出現した。つまり古文である。この今文と古文の経書は、『春秋』に代表されるように依拠するテキストがまったく違うものであった。古文学の創始者とされる劉歆は、古文の経書こそが孔子の真意を正しく伝えたと主張し、

41 儒教は漢武帝の時に、董仲舒の対策により五経博士が設置されたというのが儒教官学化の通説であるが、未だ定説はない。狩野直喜氏は五経博士が文帝の時にすでにあったという。（『両漢学術考』筑摩書房、1964）「漢初の博士」参照。また福井重雅氏は儒教国家の成立は、宣帝と元帝との間の時期に相当すると考える。（『漢代儒教の史的研究：儒教の官学化をめぐる定説の再検討』汲古書院、2005、104-106頁）

42 『説文解字』叙において「秦之隸書爲倉頡時書、云父子相傳、何得改易……」とあり、下に続く今文学派による隸書の字体に基づいた俗説の横行を嘆く。これこそが許慎の『説文解字』作製の動機であった。

王莽に重用されるようになった。逆に王莽としても、自らの建国を正当づける理論的な支柱として古文の経書を利用したのであった。特に重視したのが、劉歆によってはじめて存在が明らかにされた『周禮』であった⁴³。

王莽は『周禮』に仮託して自らの政権を正当化しようとしたことは明らかであり⁴⁴、漢初の『漢書』藝文志にいう六体とは、段玉裁の指摘したように実際は王莽期以後に整理されたことから、古文学派の台頭と関連しているといえよう。古文学派・王莽・『周禮』の関係については、王莽を周公に擬することで読み解くことができる⁴⁵。古文学派が今文学派に並びさらに優位に立とうとするならば今文学における孔子のごとき精神的な拠りどころを、古文学において果たす人物を求めなければならない。孔子によって高く評価され慕われる周公こそが古文学派の着目するところとなった。劉歆が『周禮』という古文系の書物を発見し、これを「周公が太平を致した書」と評価した理由である。一方、平帝を後見している王莽からすれば、周公が成王を補佐したという先例は己の立場と合致し政権保持に非常に有効である。ここに古文学派・王莽・『周禮』が結びつくのである。

ところで班固や許慎あるいは劉歆にしても、すでに幾種類かの書体を実見することができ、相互関係を見比べた上で互いに名称を与えることができたのである。そこではじめて篆書や隸書といった名称が誕生したと思われる。しかし八体あるいは六体という書体の区別は、あまりにも不自然である。秦書八体についていえば、実用に供されていたのは篆、隸の二書体のみである。蟲書は篆書を装飾した文字であり、刻符・摹印・署書・爻書においても用いられるべき対象によって名称が名づけられているに過ぎない⁴⁶。

王莽六体のうちの一つに配せられた奇字についても、『説文解字』には凡_{八下}・无_{十二下}の二字を収めるのみで、字の様式の一体として存したのかどうか疑問である⁴⁷。

どちらかといえば、八体あるいは六体という数字に合わすべく書体の名称が必要であり、かなり無理に個々の名称を名づけたような印象を拭いきれないのである。

またその細目の次序にも、古文学派の企図が濃厚に反映されている。『説文解字』叙の秦書八体の中では、隸書を一番最後に位置づけ、一番最初には大篆を配列する。さらに『説文解字』叙にある「及宣王大史籀著大篆十五篇、與古文或異」との記述は、「古文」と「大篆」との異同の存在のみならず、「宣王の大史籀が大篆十五篇を著すに及び、(そ

43 賈公彦「序周禮廢興」に「至孝成皇帝、達才通人劉向子歆校理秘書、始得列序、著于録略」とある。また、『漢紀』卷二五に「歆以周官十六篇爲周禮、奏以爲禮經、置博士」とある。「經典釋文序録」に「王莽時、劉歆爲國師、始建立周官經、以爲周禮」とある。

44 『漢書』卷九十九上 王莽傳「攝皇帝遂開祕府、會群儒、制禮作樂、卒定庶官、茂成天功。聖心周悉、卓爾獨見、發得周禮、以明因監」というように、従来無視されてきた「周禮」をわざわざ祕府を開いてまで選び出されている。

45 重沢俊郎『中国の伝統と現代』第四章「古文学および『周礼』の思想的考察」198頁(日中出版、1977)による。

46 陳昭容『秦系文字研究』第五章「秦書八体原委」、145頁(中央研究院歷史語言研究所、2003)。

47 白川静『白川静著作集』「別卷 説文新義8」14頁(平凡社、2003)。なお、白川氏は、例えば『説文解字』倉_{五下}には「重文として奇字一を録するが、字形も確かではなく、その用例もみない。」とするように、奇字の例とは認めない場合もある。「別卷 説文新義3」175頁(平凡社、2002)

れ以前の) 古文と或る文字は異なっていた」との意に解され、そこに「古文」が「大篆」に先行するとの認識が窺い得るとの指摘がある⁴⁸。ここに古文が最も尊ぶべきものであるという古文学派の企図を窺うことができるのである。

この細目の次序には、明らかに古文と隸書の対比が看取されるのである。ここに古文と隸書の対比を、古文学派と今文学派の置き換えることもできよう。

また六体において、最初に古文を次に奇字を配する次序にも古文学派の意図が濃厚に反映されている。古文学派の祖たる劉歆の子である劉棻に至っては、揚雄について奇字を学んでいるのである⁴⁹。これらは、古文が今文よりも尊いものであることを次序によっても顕示しようとするものである。

上述した通り、許慎は明確に古文を最も尊いものとし、その相対するものとして隸書を位置づけていた。そこには「古文」と「今文」の対立が濃厚に反映されたものであったことは今まで述べてきたことから明らかである。

また『説文解字』叙による書体発生の次序も、かなり意図的に決められたものであったが、これは許慎の私見によるものではなく古文経書の地位を高めんとする古文学派の意図に起因して書かれているのである⁵⁰。

以上より個々の名称は、古文学派によって名づけられたと断言してよい。

(二) 書体の名称の成立

魯国堯氏によれば、その書体の名付け親は班固だとする⁵¹。

しかし「劉向典校經傳、考集異同、云……(劉向経伝を典校し、異同を孝え集めて、云う)」と記述される『漢紀』卷二五⁵²に

凡書有六本、謂象形、象事、象意、象聲、轉注、假借也、有六體、謂古文、奇字、篆書、隸書、蟲書也。

凡そ書に六本有り、謂く象形、象事、象意、象声、轉注、假借なり。六体あり、謂く古文、奇字、篆書、隸書、虫書なり。

とある。『漢書』より後に成書する『漢紀』が「六書」の呼称を用いず、「六本」という見なれない呼称を用いるのは、来歴の古い資料によったからではないかとも考えられる。また、その六書の名称と次序が『漢書』藝文志とまったく同じことから、荀悦は劉歆の『七略』に拠ったのではないかと思われる⁵³。

48 福田哲之「許慎に於ける「古文」理解の特色」一七頁(『日本中国学会報』第四十五集、1993)。以下、福田1993と略称する。

49 『漢書』卷八十七下 揚雄傳に「劉棻嘗從雄學作奇字」とある

50 裘錫圭『文字学概要』55頁(商務印書館、1988年第一版、1998)

51 魯国堯「“隸書”辨」『語言学論文集』(江蘇教育出版社、2003)初出は(『語言学論叢』第七輯、商務印書館、1981)「一“隸書”究竟何時得名」参照。魯氏は、隸書のみに限定した言及であるが、書体の名称が古文学派によるという前提に立つならば、他の書体の名称も隸書と同等に考えてよい。

52 四部叢刊本を使用する。なお六体というが実際には古文、奇字、篆書、隸書、蟲書の五体しか列挙されていない。繆篆が脱落したと思われる。

53 阿辻哲次「六書についての一考察」『中国語学』2頁(中国語学会、1981)。姚振宗は『漢

この漢紀の記載を信じれば、劉歆の時にすでに書体の名称が存在したこととなる。もちろん『漢紀』の史料を全面的に信用しなければならない⁵⁴。

そもそも魯氏の根拠となる『漢書』藝文志の記述は、六藝略の小学に付された班固の小叙に基づくために混乱が生じるのである。ならば、『漢書』藝文志の本文というべく書物の目録に手掛かりを見つければよい。小学の細目を順に見ていくと、

史籀十五篇。周宣王太史作大篆十五篇、建武時亡六篇矣。

八體六技。

蒼頡一篇。上七章、秦丞相李斯作；爰歷六章、車府令趙高作；博學七章、太史令胡母敬作。

凡將一篇。司馬相如作。

急就一篇。元帝時黃門令史游作。

元尚一篇。成帝時將作大匠李長作。

訓纂一篇。揚雄作。

別字十三篇。

蒼頡傳一篇。

揚雄蒼頡訓纂一篇。

杜林蒼頡訓纂一篇。

杜林蒼頡故一篇。

凡小學十家、四十五篇。入揚雄、杜林二家二篇。

とあり、小学の細目に記載される『蒼頡』には、秦の『蒼頡』と漢の『蒼頡』の二種類が存在するのだが、その場合における班固の注の形式を確認しておこう。

蒼頡一篇。上七章、秦丞相李斯作；爰歷六章、車府令趙高作；博學七章、太史令胡母敬作。

と記述されるが「上の七章は、秦の丞相である李斯の作」と注して秦の『蒼頡』の説明を行う。

さらに六藝略の小学の小叙において、

蒼頡七章者、秦丞相李斯所作也；爰歷六章者、車府令趙高所作也；博學七章者、太史令胡母敬所作也；文字多取史籀篇、而篆體復頗異、所謂秦篆者也。是時始造隸書矣、起於官獄多事、苟趨省易、施之於徒隸也。漢興、閭里書師合蒼頡、爰歷、博學三篇、斷六十字以爲一章、凡五十五章、并爲蒼頡篇。

紀』の該資料を劉向『別録』の佚文とするが（『快閣師石山房叢書』所収「七略別録佚文」、阿辻 1981 注 9 では『戦国策』などに現存する『別録』と体例があわず、學術の流派を位置づけるこの資料は『七略』輯略の文と考えるべきである」とする。劉向と劉歆を区別することは、書体の名称を考える際にも示唆に富む指摘である。

54 史学叢書本排印による、王鳴盛『十七史商榷』卷二十八（叢書集成、王雲五主編、商務印書館）に「悦自言志不能盡而其實於志文亦往往摭入、非但取紀傳者」（241 頁）という。魯国堯「重論“隸書”的名称一答謝阿辻先生」618 頁（『語言学論文集』、江蘇教育出版社、2003）に指摘。

蒼頡七章は、秦の丞相李斯の作る所なり。爰歴六章は、車府令趙高の作る所なり。博学七章は、太史令胡毋敬の作る所なり。文字 多く史籀篇より取りて、而して篆体 復た頗る異なる。所謂秦篆なる者なり。是の時始めて隸書を造る。官獄多事にして苟に省易に趨き、之を徒隸に施すより起るなり。漢興りて、閭里の書師、蒼頡・爰歴・博学の三篇を合し、六十字を断じて以て一章と為し、凡そ五十五章、并せて蒼頡篇と為す。

と述べて、60字を一章とした55章からなる漢の『蒼頡』を説明するのが班固の注の形式である。つまり伝来されてきた通りに秦の『蒼頡』はそのまま記載し、新たに生まれた漢の『蒼頡』を班固自らの手になる小叙において説明を加えているのである。

この班固の注の形式から考えると、藝文志の細目そのものにはほとんど改変を加えていないと考えられる。これは列挙された書物の細目は、劉歆の細目と変わっていないとみるべきである⁵⁵。

では小学の細目に記載されている『史籀十五篇』と『蒼頡一篇』の間に名を連ねる、『八體六技』という書物に注目しよう。

まずその前に『説文解字』叙にいう「尉律」とは、太史が学童に八種の書体と九千字の文字を諷籀することを課し、優秀な合格者は尚書や御史の属官につけるという制度であったことを確認しておく。その役人については『漢書』藝文志では史書令史であるという。史書令史とは段玉裁『説文解字注』（十五卷上十二葉）によれば、史書をよくする令史である。『史籀十五篇』と『蒼頡一篇』は、ともに役人になるための識字教科書であった⁵⁶。『蒼頡一篇』は『史籀十五篇』を改変して作られた書物であり⁵⁷、『史籀十五篇』の作られた時点では役人になるためにマスターしなければならない文字数はある程度定まっていたのである。役人となるために次に必要なのは、八体あるいは六体という書体のマスターであった。識字教科書ともに、書体辞典ともいべき書物が編まれるのも何ら不思議はない。むしろ、書体に関する書物は必要不可欠であったはずである。

李零氏によれば、『八體六技』とは『古文官書』や『四體書勢』と同様の書物であろうと推測する。特に『隋書』經籍志にある『六文書』や『古今八體六文書法』を書名からみても、この『八體六技』と同類の書物とみる⁵⁸。『古文官書』は個々の文字の字形について論じた書物であるし、『四體書勢』は各書体について説明を加えた書物である。この『八體六技』も十分に字形や書体の説明を加えていると考えられる。では『八體六技』の八体は秦書八体を指すのなら、なぜ班固は「藝文志」小学の小叙に八体を捨て去

55 班固自身も、藝文志において「歆於是總羣書而奏其七略、……今刪其要、以備篇籍」と劉歆『七略』の抜粋であることをいう。

56 1910年上虞羅振玉石印本による、羅振玉『殷商貞卜文字考』（北京図書館出版社、2000）。その「正名第二・一籀文即古文」に、「當世用字編纂章句以便誦習而已」という。

57 王国維「史籀篇叙録」2374頁、「史籀篇證序」239頁（『王觀堂先生全集』文化出版公司、1968）。史籀篇は、四字で句となり、二句で一韻となる秦の蒼頡篇のようなものと推測する。

58 李零『簡帛古書與學術源流』（生活・讀書・新知 三聯書店、2004）259頁。同書「漢代小学発展的三階段」参照。

り、蕭何が律を草したのは六体とするのか⁵⁹。

これは李零氏も指摘するように、「班固の今文を貶め古文を尊ぶ、「尉律」に対する古文学派の立場からの新解釈」である⁶⁰。まず最初に、古文を配列する細目の次序をみれば明らかである。『漢書』卷二十三 刑法志にある秦の法によるという記載や⁶¹、実際に秦の法によったであろう張家山二年律令「史律」475・476の記載には、確かに八体と記された事実を踏まえると班固の記述は故意と考えざるを得ない。

つまり班固以前に、個々の書体に名称が与えられていたのである。

そもそも劉向『別録』に、すでに統一を志向する合理主義的意識があり、かなり体系化が図られており、『漢書』藝文志の六藝略・諸子略・詩賦略の総叙と諸子略の小叙として伝えられる文章は、劉向自身の説であると断定してもよいという⁶²。しかし個々の書体に名称を与えたのは劉向かという、そうではないだろう。なぜなら劉向は古制に無理に合わすような政策に反対しており⁶³、外戚を非難し続けている⁶⁴。このことは外戚たる王氏の政策に対する否定である。

しかし許慎が『説文解字』叙で

及亡新居攝、使大司空甄豐等校文書之部、自以爲應制作、頗改定古文。時有六書、……

亡新の撰に居るに及び、大司空甄豐等をして文書の部を校せ使む。自ら以て制作に
応ずと爲し、頗る古文を改定す。時に六書有り、……

と述べる「亡新」、「六書」の記述を重視したい。「亡新」とは、亡んだ王莽の新しいことを指しており、「六書」とは書体数を指す。書体数を「六体」とせず、「六書」とするのは『周禮』の「六書」という記載に合わせているからだと思われる。王莽にいたっては東海郡、南海郡、北海郡があるのに、西海郡がないので新たに設置したり、古制に従って一三州を一二州に改めたりしている。このような改革は、完全に古制に合わせるためだけの改革であり、經典にあるような理想的な世界を作り上げようとするものである⁶⁵。六書に6種類の書体の名称をあてはめるのも、その一環であると思われる。

59 魯 2003、596 頁

60 李零前掲書 258 頁。龍宇純氏によれば、藝文志において「歆於是總羣書而奏其七略、……今刪其要、以備篇籍」とあることより、八体には古文はなく、ただ六体にのみあるのは劉歆によるとする。龍氏前掲論文、206-207 頁。

61 漢興、高祖初入關、約法三章曰：「殺人者死、傷人及盜抵罪。」鑄削煩苛、兆民大說。其後四夷未附、兵革未息、三章之法不足以禦姦、於是相國蕭何攬摭秦法、取其宜於時者、作律九章。

62 池田秀三「劉向の学問と思想」『東方学報』京都第 50 冊（京都大学人文科学研究所、1978）119 頁。同書「第二章 目錄学」参照

63 『漢書』郊祀志下「及漢宗廟之禮、不得擅議、皆祖宗之君與賢臣所共定。古今異制、經無明文、至尊至重、難以疑說正也」

64 『漢書』卷三十六劉向傳「災異如此、而外家日盛、其漸必危劉氏。吾幸得同姓末屬、象世蒙漢厚恩、身爲宗室遺老、歷事三主。上以我先帝舊臣、每進見常加優禮、吾而不言、孰當言者」

65 保科季子「前漢後半期における儒家礼制の受容」（『方法としての丸山真男』歴史と方法編集委員会編、青木書店、1998）258 頁

劉歆は劉向の仕事当初より手伝っており⁶⁶、劉向の方針を十分に継承している点も考慮するが、許慎の記述を尊重するならば、書体の名称は、やはり古文学派である劉歆の『七略』によっていると考えるのが最も妥当である。その六体の次序も、六という数に無理に書体の名称をあてはめているのも、古制に合わせるための強行手段であったといえよう。さらに書体の名称を列挙した班固にしる許慎にしる⁶⁷、その学統をたどれば劉歆に至るのである。

また、『書斷』に引く「七略」逸文に

七略曰、史籀者、周時史官、大篆教學童書也、與孔子壁中古文異體

七略曰く、史籀なる者、周時の史官、大篆は学童に教える書なり、孔子壁中古文と体を異にす

とあるがごとく、「孔子壁中古文」と「大篆」の書体の異同が既に劉歆において認識されていたのである。さらに注目すべきは王莽六体にある「一に曰く古文、孔子壁中書なり」という、壁中書の文字は孔子が六経写定に用いた「古文」であるとの認識は劉歆まで遡ると推測できるのである⁶⁸。

王莽期の六体の書体を『説文解字』叙において「時有六書」と記載されたことから、『周禮』の六書に基づいていることが明らかである。劉歆にとって王莽期において最も尊ぶべき書体は古文でなければならなかった。一方隸書は、今文学派によって蒼頡が漢字を作った時の書体そのものであり、何代も伝えられてきたものであるから、その書体を変更することは許されないと主張する書体であった。張家山二年律令「史律」475・476に八体と記載されていたことより、確かに秦にも八体が存在したと考えてよい。劉歆はその状況を踏まえて秦書八体の次序の最後に、今文学派の拠りどころとする書体である隸書を位置付けた。ここに古文一隸書の相対関係が成り立つのである。次に古文、隸書以外に書体の数に合わすべく名称が必要になる。そこで目に付けたのが「篆」である。その「篆」を秦書八体の一番最初の次序に位置付けるが、大篆よりもさらに尊ぶべき書体は古文であった。王莽期と秦という時代の差異を巧みに利用し、書体の名称を与えていったのである⁶⁹。

66 『漢書』卷三十六 劉歆傳に「河平中、受詔與父向領校祕書、講六藝傳記、諸子、詩賦、數術、方技、無所不究。向死後、歆復爲中壘校尉。」とある。

67 許沖の上表に「故太尉南閣祭酒慎、本從達受古學」とあるように、許慎は賈逵に師事した。また、賈逵は『後漢書』卷三十六 賈逵傳に「賈逵字景伯、扶風平陵人也。九世祖誼、文帝時爲梁王太傅。曾祖父光、爲常山太守、宣帝時以吏二千石自洛陽徙焉。父徽、從劉歆受左氏春秋、兼習國語、周官、又受古文尚書於塗暉、學毛詩於謝曼卿、作左氏條例二十一篇。逵悉傳父業、弱冠能誦左氏傳及五經本文、以大夏侯尚書教授、雖爲古學、兼通五家穀梁之說」とあるよう、父より劉歆の学を受業した。

68 福田 1993、14 頁。

69 『説文解字』叙において、秦書八体では「隸書」というが、王莽六体では「佐書」と使い分ける。書体に名称を与える際に、時代差を表す要因と考える。詳しくは、拙稿「隸書の隸に関する一考察」(『人間・環境学』第 14 号、京都大学大学院人間・環境学研究科、2005) 参照

おわりに

『説文解字』叙と『漢書』藝文志に記載される書体の名称は、王莽の執政期における古文字学派の祖たる劉歆によるものと考えるのが妥当であろう。それは王莽の古制に合わすべく政策の一環として行われたと考えられる。ゆえに個々の書体の名称を考察する際にも、この古文学派の企図を踏まえねばならない。そうすることによって、個々の書体の名称に込められた意味を読み取ることができるのである。篆書や隸書のような書体の名称は、秦漢時代の出土資料を論ずる際に、極々あたりまえのテクニカルタームとして我々は使用している。しかし秦漢時代の漢字の書体に、なぜ篆あるいは隸という語が用いられたのか明らかにされていない。秦書八体の八種類の名称からも分かるように、秦時代に実際使用されていたのは篆・隸の二種類であり、他の六種類は篆・隸が使用される対象による名称の差異にすぎない。書体の名称は、今文学派・古文学派の対立という側面から見れば、「古文」と相対する「隸書」という二本の柱を中心に、八体あるいは六体という固定された数にあてはめるべく、書体に名称が与えられたのである。その観点から書体の名称を考察すれば、おのずと篆・隸という語が何を表し、なぜ書体の名称に用いられるようになったのかが明らかになるのである。